



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 東 洋 水 産 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 今 村 将 也
(コード番号 : 2875 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 東 山 真 次
(T E L : 0 3 - 3 4 5 8 - 5 2 4 6)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 67 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設をし、現行定款第 15 条以下を 1 条ずつ繰り下げるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 26 条および第 35 条の規定を変更するものであります。

なお、現行定款第 26 条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上

(別紙)

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 ~ 第 14 条 (条文省略) (新設)	第 1 条 ~ 第 14 条 (現行どおり) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
第 15 条 ~ 第 25 条 (条文省略) (<u>社外取締役の責任限定契約</u>) 第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>	第 16 条 ~ 第 26 条 (現行どおり) (<u>取締役との責任限定契約</u>) 第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 27 条 ~ 第 34 条 (条文省略) (<u>社外監査役の責任限定契約</u>) 第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u> 第 36 条 ~ 第 37 条 (条文省略)	第 28 条 ~ 第 35 条 (現行どおり) (<u>監査役との責任限定契約</u>) 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 37 条 ~ 第 38 条 (条文省略)